

いが、公債費に充当する財源として減債基金からの繰入金が見込める。

問減債基金の適正規模はどのくらいなのか。

【答】減債基金の適正規模は、特段の指標等はなく、実情に応じて積み立てを行う。

【答】本市は、公債費が120億円を超えると見込まれる平成33年度に向け、毎年度2億円を目安に積み立てたいと考えている。

問減債基金を活用した市債償還の事業は何か？

【答】減債基金は、将来の多額の市債償還に備えることを想定しているもので、特定の事業のために積み立てるものではない。

**議案第83号
印鑑条例の一部改正**

【日本共産党】

問コンビニ交付は個人番号を介した連携か。

【答】個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用して行うもので、個人番号との関連はない。

将来の公債費は、ウェスタ川越、新斎場などの公共施設の整備等のため発行した市債の償還を含めて推計している他、今後も、老朽化施設の保全、更新等にも市債の活用が必要になる。

問減債基金の役割は財政調整基金が活用されてきたが、今後は明確に分けられるのか伺う。

【答】減債基金は、将来の市債の償還財源を計画的に積み立て、確保していく役割を担うものである一方、財政調整基金は、年度間における財源の不均衡を調整する役割を担うものであるため、その役割は区分できる。

【答】新斎場整備推進委員会で検討し、8月に基本的方針、11月に案を決定した。火葬は公共性が高く、現在80歳以上の方を無料としているため、市内居住者は無料、待合室は機能が充実したため有料とした。式場は両施設同一の新たな使用原価が従来とほぼ同額であり、市民聖苑は現行どおりとした。

問環境対策として、火葬炉の排気ガスについて、

【答】新斎場整備推進委員会で検討し、8月に基本的方針、11月に案を決定した。火葬は公共性が高く、現在80歳以上の方を無料としているため、市内居住者は無料、待合室は機能が充実したため有料とした。式場は両施設同一の新たな使用原価が従来とほぼ同額であり、市民聖苑は現行どおりとした。

**議案第84号
斎場及び市民聖苑やすらぎのさと条例**

【公明党】【日本共産党】

問第7条の火葬料、式場待合室、霊安室の使用料についてどのように協議決定したのか。

【答】新斎場整備推進委員会で検討し、8月に基本的方針、11月に案を決定した。火葬は公共性が高く、現在80歳以上の方を無料としているため、市内居住者は無料、待合室は機能が充実したため有料とした。式場は両施設同一の新たな使用原価が従来とほぼ同額であり、市民聖苑は現行どおりとした。

事業者等への委託手数料として、証明書1通あたり123円を支払うことになっている。

問個人番号カードを介して民間事業者を利用するのは初めてのことが。

【答】コンビニエンスストア等の多機能端末機から証明書を交付する取り組み

【答】新斎場整備推進委員会で検討し、8月に基本的方針、11月に案を決定した。火葬は公共性が高く、現在80歳以上の方を無料としているため、市内居住者は無料、待合室は機能が充実したため有料とした。式場は両施設同一の新たな使用原価が従来とほぼ同額であり、市民聖苑は現行どおりとした。



は、個人番号カードを介して民間事業者を利用する初めての事例である。

問新斎場整備後は、新斎場及び市民聖苑の利用受け付け、設備の維持管理等を新斎場の事務室で一体的に行う。職員は、通常8時30分から21時30分まで、5名程度が時間差で出勤して対応する。総職員数は8名程度と想定

問新斎場の職員の配置は。問業務委託の見通しは。

【答】新斎場の火葬炉運転・収骨業務・葬家の案内等の業務を委託する。さらに、式場の貸し出しに係る祭壇組み換えや葬家との調整業務等についても、ノウハウを有する者に委託したいと考えている。

問福祉基金をどのような

【答】福祉基金を活用できる対象者に生活困窮者を加えるとともに、他の基金条例との整合を図るため、規定の整備を行うものがある。

**議案第86号
福祉基金条例**

【自由民主党】【公明党】【日本共産党】

問川越市福祉基金条例の全部改正の目的は？

【答】要保護者を含む生活困窮者に関する事業に活用していくため、基金の設置目的の改正と他の基金条例との規定の整合を図るためである。

問条例の具体的な改正内容は？

【答】福祉基金を活用できる対象者に生活困窮者を加えるとともに、他の基金条例との整合を図るため、規定の整備を行うものがある。

【答】福祉基金を活用できる対象者に生活困窮者を加えるとともに、他の基金条例との整合を図るため、規定の整備を行うものがある。

問今回全部改正される基金の活用状況を伺う。

【答】これまで元金の処分は行っていない。支出は、福祉基金から生ずる利子

【答】福祉基金を活用できる対象者に生活困窮者を加えるとともに、他の基金条例との整合を図るため、規定の整備を行うものがある。

【答】福祉基金を活用できる対象者に生活困窮者を加えるとともに、他の基金条例との整合を図るため、規定の整備を行うものがある。

【答】福祉基金を活用できる対象者に生活困窮者を加えるとともに、他の基金条例との整合を図るため、規定の整備を行うものがある。

【答】福祉基金を活用できる対象者に生活困窮者を加えるとともに、他の基金条例との整合を図るため、規定の整備を行うものがある。

【答】福祉基金を活用できる対象者に生活困窮者を加えるとともに、他の基金条例との整合を図るため、規定の整備を行うものがある。

【答】福祉基金を活用できる対象者に生活困窮者を加えるとともに、他の基金条例との整合を図るため、規定の整備を行うものがある。